

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

平成13年3月30日規則第54号

改正

平成24年3月13日規則第15号

平成24年7月10日規則第84号

平成27年1月16日規則第1号

令和元年6月25日規則第15号

令和3年9月28日規則第80号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

(事務の委任)

第1条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長（特定開発行為の区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあっては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長。以下「所長」という。）に委任する。

- (1) 法第5条第1項の規定により、基礎調査のため他人の占有する土地に立ち入り、及び他人の土地を一時使用すること。
- (2) 法第10条第1項の規定により特定開発行為を許可し、法第13条の規定により当該許可に条件を付し、及び法第15条の規定により許可に代わる協議を行うこと。
- (3) 法第14条の規定により、特定開発行為に着手している旨の届出を受理し、及び予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすること。
- (4) 法第17条第1項、第3項及び第4項の規定により、特定開発行為に係る許可事項の変更を許可し、及び変更の届出を受理し、並びに当該変更許可に条件を付し、及び許可に代わる協議の変更の協議を行うこと。
- (5) 法第18条第1項及び第2項の規定により、対策工事等が完了した旨の届出を受理し、並びに当該対策工事等を検査し、及び検査済証を交付すること。
- (6) 法第20条の規定により、対策工事等を廃止した旨の届出を受理すること。
- (7) 法第21条第1項、第2項及び第3項の規定により、同条第1項各号に該当する者に対して特定開発行為に係る許可の取消し等の監督処分を行い、及び必要な措置を自ら行い、又はその命じた者にこれを行わせ、及び標識の設置により同項の規定による命令をした旨の公示を行うこと。
- (8) 法第22条第1項の規定により、土地に立ち入り、当該土地等を検査すること。
- (9) 法第23条の規定により特定開発行為に係る許可を受けた者に対し、必要な報告等を求め、又は必要な助言等をすること。
- (10) 法第26条第1項の規定により、建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転その他必要な措置をとることを勧告すること。

(11) 法第30条第1項の規定により、緊急調査のため他人の占有する土地に立ち入り、及び他人の土地を一時使用すること。

(身分を示す証明書の様式)

第2条 法第5条第5項（法第22条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、第1号様式とする。

(計画説明書の様式)

第3条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）第8条第2項の計画説明書は、第2号様式とする。

2 前項の計画説明書には、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況を示す写真を添付しなければならない。ただし、所長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(変更の許可の申請)

第4条 法第17条第1項の規定による特定開発行為に係る許可を受けようとする者は、特定開発行為変更許可申請書（第3号様式）に、省令第8条第2項及び第5項に規定する書類で変更に係るもの添えて所長に提出しなければならない。

(住所変更等の届出)

第5条 法第10条第1項又は第17条第1項の規定による特定開発行為に係る許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同項ただし書に該当する変更をしたとき又はその住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地若しくは名称）に変更があったときは、その日から10日以内に住所変更等届出書（第4号様式）にその事実を証する書類を添えて所長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第6条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継の日から20日以内に土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位承継届出書（第5号様式）にその事実を証する書類を添えて所長に届け出なければならない。

(地位の譲渡)

第7条 法第10条第1項又は第17条第1項の規定による許可に基づく地位は、所長の許可を受けなければ譲渡することができない。

2 前項の許可を受けようとするときは、その理由を示す書類その他所長が必要と認める書類を添えて土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位譲渡許可申請書（第6号様式）により、当該譲渡の当事者双方が連署して所長に申請しなければならない。

(標識の掲示)

第8条 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の施行期間中施行地の見やすい場所に、特定開発行為許可済の標識（第7号様式）を掲示しておかなければならない。

（行為の開始の届出）

第9条 許可を受けた者が当該許可に係る行為を開始したときは、土砂災害特別警戒区域内特定開発行為開始届出書（第8号様式）により、その日から5日以内に所長に届け出なければならない。

（対策工事等の休止の届出）

第10条 許可を受けた者が当該許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、対策工事等休止届出書（第9号様式）に、対策工事等の施行状況を示す写真を添えて所長に届け出なければならない。

2 前項の規定により対策工事等の休止を届け出た者は、当該対策工事等を再開したときは、対策工事等再開届出書（第10号様式）により、その日から5日以内に所長に届け出なければならない。

（対策工事等の廃止の届出）

第11条 省令第17条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 対策工事等を廃止した理由を記載した書面
- (2) 対策工事等の施行状況を示す図面及び写真
- (3) 対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書面及び図面

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日規則第15号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第1号様式により交付されている身分を示す証明書は、改正後の第1号様式により交付された身分を示す証明書とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年7月10日規則第84号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月24日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の許可の申請について適用する。
- 3 改正後の第4条の規定は、施行日以後に法第16条第1項の許可の申請をする者について適用する。
- 4 改正後の第8条の規定は、施行日以後に法第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた

者について適用する。

- 5 改正後の第10条第1項の規定は、施行日以後に法第9条第1項の許可に係る対策工事等を休止しようとする者について適用する。
- 6 前項に規定する者は、施行日前においても、改正後の第10条第1項の規定の例により、対策工事等の休止を届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日において同項の規定により対策工事等の休止を届け出たものとみなす。
- 7 改正後の第11条の規定は、施行日以後に廃止した法第9条第1項の許可に係る対策工事等について適用する。
- 8 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成27年1月16日規則第1号)

- 1 この規則は、平成27年1月18日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第1号様式により交付されている身分を示す証明書は、改正後の第1号様式により交付された身分を示す証明書とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日規則第80号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式 (第2条関係) (表) (用紙 縦12センチメートル 横8.5センチメートル)

第2号様式 (第3条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第3号様式 (第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第4号様式 (第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第5号様式 (第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第6号様式 (第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第7号様式 (第8条関係)

第8号様式 (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第9号様式 (第10条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第10号様式 (第10条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)